

監査手続の概要

1 監査の対象とする特定の事件(テーマ)

教育施設のうち、次の大学及び大学校に関する管理運営について
群馬県立女子大学、群馬県立農林大学校、群馬県立保育大学校

2 監査対象期間

原則として平成 14 年度とし、必要に応じて過年度に遡及した。

3 テーマ選定の理由

厳しい経済環境、少子化の世相となり、大学は本格的な競争の時代を迎えている。地方の大学が競争に勝ち抜くには、他大学との連携など基盤を強化することが必要であり、すでに女子大学は高崎経済大・前橋工科大との連携を打ち出している。専門の大学校についても存在意義を含めた競争の厳しさは同様であろうと考えられる。

県財政も厳しい見直しが行われている現況であり、教育には費用もかかるので、県の健全な財政運営に資するため、各大学及び大学校の財務事務の適正な執行状況、管理運営の妥当性について監査する必要を認めた。

また、大学の地方独立行政法人化についても法的な環境は整いつつあり、地方独立行政法人に移行するには何が必要かを検討しておくこと、さらに、農林大学校・保育大学校は文部科学省管轄外の大学校であるが、そのあり方について検討することも意義あることと認めた。

4 外部監査の要点

- (1) 契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (2) 物品の管理は関係法令に準拠し適切に行われているか。
- (3) 会計事務は関係法令等に準拠し適正に処理されているか。
- (4) 大学及び大学校の管理運営状況は、経済性や効率性を踏まえて適切に行なわれているか。
- (5) 各大学及び大学校のあり方はどうか。
- (6) 地方独立行政法人の関係法令を前提とした場合、県立女子大学の財務書類はどのようになるか。

5 主な監査の手続

- (1) 契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。

- (2) 使用施設、物品及び図書等の管理状況については、現場視察、現品実査及び棚卸の実施状況等を検討した。
- (3) 会計事務手続については、担当者への質問及び関係法令及び書類との照合を行った。
- (4) 資金収支の実態、特に人件費について検討した。
- (5) 大学及び大学校のあり方については、入試状況、就職状況、地域貢献状況、業務実施コスト等について検討した。
- (6) 県立女子大学について「国立大学法人会計基準」を参考にして財務書類を試算した。

群馬県立農林大学校

第1 監査対象の概要

1 農林大学校の目的及び経緯等

(1) 目的

農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行う。(農業改良助長法第14条第1項五号：昭和23年法律第165号)

(2) 設立の趣旨及び経緯

本県農林業の振興や活力あるむらづくりを実現し、新しい時代に即応した農山村の健全な発展を図るため、その推進力となる「優れた担い手」の育成と農林業の改善に係る技術・経営指導能力を有する実践指導者を養成していくことが必要となっている。

本校は農業改良助長法に基づき、協同農業普及事業基本要綱に定められた2年制の「農業者研修教育施設」である。大正9年の開設以来数々の変遷をたどり、昭和58年4月に農業大学校と農業経営大学校を統合し、新たに林業部門を加え、農林大学校として開校した。農業の担い手(後継者)育成と就農準備校的な性格を併せ持っているが、農業改良助長法の趣旨に基づき前者の比重が圧倒的に重い。

また、バイオテクノロジーの発達や情報化社会の進展、さらには、農業の国際化等にも対応し得る優れた農林業の担い手を育成するとともに、併せて地域の農林業経営の改善等について指導的役割が発揮できる人材を養成することを目標として平成9年4月に研究部を設置した。

(3) 教育の基本方針

本校は、地域農林業の振興や活力ある村づくりを実現し、時代に即応した本県農林業の画期的な発展を図るため、その推進力となる優れた農林業実践者を育成することを目標としている。

この目標を達成するためには、農林業に関する新しい知識・技術や経営者能力の修得及び幅広い教養を身につけることが必要である。

そこで、本校における学生教育の展開に当たっては、生産から流通に至るまで理論と実践とを有機的に結びつけた「実践学習」を主体とし、技術・経営者能力を高めることに加え、特に研究過程においては、試験研究機関との連携の下に、より実践的な応用技術等を習得させ、卒業後自らの経営発展と地域農林業振興の中核的担い手として活躍しうる人材を育成することを基本とする。

昭和 58・4 平成 9・4	群馬県立農林大学校設立： 農林学部・研修部 研究部開設
-------------------	--------------------------------

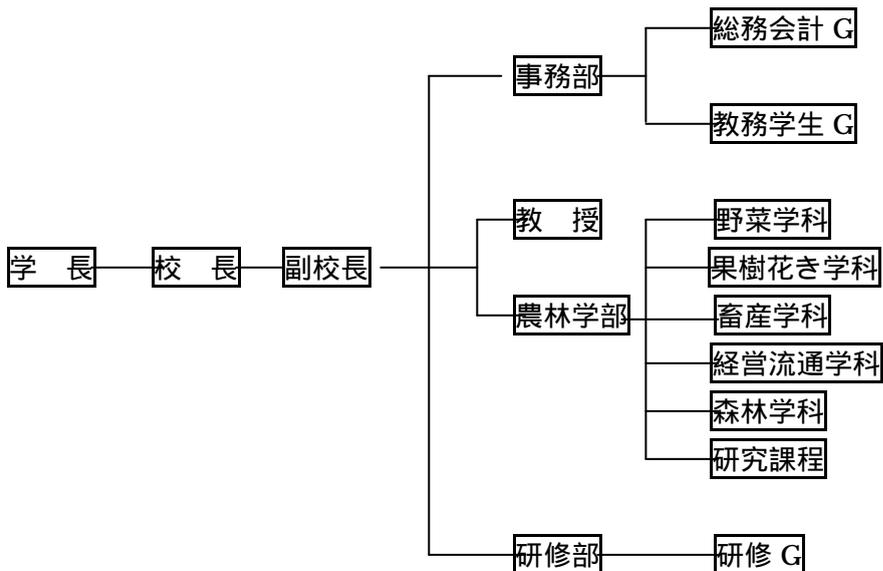
3 施設の概要

土地及び建物等の概要は次表の通りである。

土地の概要			建物等の概要		
財産名称	面積 (㎡)	備考	財産名称	面積 (㎡)	備考
敷地	101,690.96		教育棟	3,527.95	
畑	115,979.33		研修館	2,040.80	
山林	25,342.00		現場教室	1,440.11	
原野	36,978.00		畜産学科管理実習棟	1,242.04	
田	18,443.00		学生ホール	328.20	
合計	298,433.29		体育館	699.14	
			第一宿泊棟 (男子)	2,219.92	
			第二宿泊棟 (男子)	2,281.21	
			女子寮	578.51	
			食堂棟	500.00	
			農業用施設その他	16,135.74	
			合計	30,993.62	

4 人員体制

(1) 組織図



(2) 教職員の状況

県職員が指導者を兼務しているが、教員の資格を有する指導者はわずかである。

(単位：人)

区分	事務吏員	技術吏員	小計	非常勤職員	賃金職員	合計
職員	10	32	42	39	4	86

5 入学者の状況

(1) 入学試験の状況(平成15年4月1日現在)

募集人員110人に対して、応募者は70人と定員割れの状況である。

(単位：人)

区分	募集人員	応募者	合格者	入校者
人数計	110	70	61	58

(2) 学科別入学者の状況(平成15年4月1日現在)

(単位：人)

学科	定員 (A)	応募者			合格者			B/A (%)
		推薦	一般	計	推薦	一般	計(B)	
野菜学科	25	14	7	21	14	5	19	76.0
園芸学科	20	8	9	17	8	6	14	70.0
畜産学科	25	6	2	8	6	2	8	32.0
経営流通学科	25	6	7	13	6	5	11	44.4
森林学科	15	7	4	11	7	2	9	60.0
合計	110	41	29	70	41	20	61	55.5

(3) 研究課程入校試験の実施状況

研究課程の制度はあるものの、平成15年4月1日現在では定員15人に対し応募者1人であり、このままでは有効に活用されているとは考えられない。

(単位：人)

学科	定員	応募者	合格者
野菜学科	5		
花き果樹学科	5		
畜産学科	3	1	1
森林学科	2		
	15	1	1

6 卒業生の就職先について

最近5年間の卒業生の進路は次表の通りである。

<最近5年間の就職先の推移：4月1日現在>

(単位：人)

卒業年度(平成 年度)	10	11	12	13	14	合計	構成比 (%)
自営・研修後就農	7	14	22	17	15	75	21.9
団体関係：農協、経済連、農協共済連他	9	12	18	12	9	60	17.5
民間企業：園芸、畜産、林業、農業機械他	32	33	21	25	24	135	39.5
公務員：国家、群馬県、市町村	2	2	5	4	1	14	4.1
進学・研究生等	8	11	5	7	6	37	10.8
就職未定	1	6	2	8	4	21	6.1
学生数合計	59	78	73	73	59	342	100.0
(参考)							
農林大学校OBのUターン就農者	5	7	9	8	10	39	

7 財務状況について

(1)「農林大学校費」の資金支出の推移

科目	(単位：千円)		
	平成12年	平成13年	平成14年
農林大学校費			
報酬	68,977	64,415	62,197
共済費	8,083	7,902	9,397
報償費	13,155	12,496	12,651
需用費	61,339	59,441	55,495
役務費	9,376	9,139	8,598
委託料	26,682	28,807	25,416
工事請負費		42,504	
備品購入費	8,677	5,751	6,070
その他経費	6,299	6,018	5,777
経費計	202,588	236,473	185,601

(2) 県職員の人件費

科目	(単位：千円)		
	平成12年	平成13年	平成14年
農林大学校関係			
給料	188,142	192,510	186,032
職員手当等	124,848	125,980	116,016
共済費	59,172	60,109	56,430
経費計	372,162	378,599	358,478

(3) 県費負担の概算

			(単位 :千円)
科目	平成12年	平成13年	平成14年
支出			
農林大学校費	202,588	236,473	185,601
県職員人件費	372,162	378,599	358,478
支出計	574,750	615,072	544,079
収入			
授業料	17,820	16,234	15,345
使用料	461	419	423
財産売払収入	26,742	21,394	27,469
雑入その他	372	481	422
国庫補助金		30,386	
国庫負担金	6,466	6,466	6,466
収入計	51,861	75,380	50,125
差引県費支出額	522,889	539,692	493,954

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

< 指摘事項 >

1 物品管理について

物品管理に関して、現物と帳簿とを照合したところ、次の事項が認められた。

重要物品（抽出基準金額上位 100 件、取得価格 181,706 千円）について実査。管理については全体として適切に行われているが、次の事項が認められた。

コーンハーベスター（酪農 産業用機器類 1512 千円）は、新しいものを買ったため今はほとんど使っていない。部品を再利用できることもあるので、保管してあるが、利用していないのであるから、廃棄処理が妥当である。

フォーレージハーベスター（十二本松）1 台は廃棄処理済みのはずであるが、備品台帳に記載されている。理由は台帳処理が 9 月になっているから。15 年 3 月に廃棄処理しているのであるから、速やかに備品台帳上も削除処理をすべきである。

椎茸の乾燥機及びこんにやく土壤消毒装置は、代替品を使用しているため稼働していない。

2 会計事務について

会計処理に関して、次の事項が認められた。

（1）直接外部販売における現金について

野菜類は、農協に出荷される以外に、直接外部に販売（以下「直販」という。）されている。この直販において、つり銭は当日の販売担当者が個人の金銭を用意するということがあるが、学校側であらかじめ一定額のつり銭を用意しておき、直販日毎にその日の販売責任者に渡し、売上代金の精算時につり銭も同時に精算すべきである。

（2）収入徴収の方法について

学生から徴収する諸経費について、必ず納める必要のあるものと任意のものを明確に区分する必要がある。

（3）学校徴収金の会計処理について

規約のない会計については、規約を作成し、責任、管理、報告体系に透明性を持たせる必要がある。

第3 意見

1 支払契約事務について

指名競争入札及び随意契約の事務処理については、指名業者の選定方法、同一業者との継続契約及び一者随意契約などに改善すべき事項が認められる。

(1) 指名競争入札:(石油関係)

ア 指名業者の固定化について

石油関係の単価契約については指名競争入札としているが、平成12年度から平成15年度まで指名業者に変化はない。(ただしガソリンについてはスタンドを持つ業者に変更されているが。)学校側からは「迅速な納品」「安価な移送コスト」「県の出納局の名簿に登載されていること」等の理由から業者を選定しているとのことである。

<以下石油関係の単価契約の状況>

石油	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A重油	4者 A1	前年度と同一 同左	前年度と同一 同左	前年度と同一 A2
レギュラーガソリン	3者 B1	前年度と同一 B2	随意契約に変更 B3・B4(注2)	前年度と同一 B4
白灯油	4者 C1	前年度と同一 C2	前年度と同一 C1	前年度と同一 C3
軽油	4者 D1	前年度と同一 D2	前年度と同一 同左	前年度と同一 同左
LPG	3者 E1	前年度と同一 同左	前年度と同一 同左	前年度と同一 同左

(注1)表中の上段は指名業者数、下段は契約者を示す。

(注2)スタンドのある業者に変更

指名業者の選定は、県指名業者名簿(Aランク)及び近隣地域の情報を勘案し、施設から距離的に近い業者を優先的に行う方針である。指名入札は一般的な手続であり、当大学の地域性はあるものの、指名の対象となる業者が数社に限定されているとは考えにくい。結果的には指名業者は固定的になっている。

実務上の煩雑さを避けるためには、指名業者を固定化したほうが事務執行は容易である場合もあると思われるが、指名業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保等の観点から望ましくない。指名業者選定時における検討対象業者の拡大や指名業者の適切な入替の実施等を行い、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。

(2) 単価契約における予定価格の設定について

ビートパルプの単価契約の推移は下記の通りである。

(単位：円)

契約事項	12年度	13年度	14年度	15年度
ビートパルプ	23,000	34,000	33,500	33,000
契約 A		同左	同左	同左
指名入札		指名(2者)	指名(3者)	随意(4者)

平成12年度から13年度にかけて極端に値上がりしているが、その原因は学校側から「年度内の単味飼料が大きく上昇している」ためとの説明があった。その説明資料のうち農協からの時価資料では、平成12年4月に31,200円、平成13年4月に37,700円となっており、たしかに時価は上昇している。一方学校の予定価格は平成12年度23,000円、13年度42,000円となっている。

特殊な飼料なので扱い業者が少ないとのことであるが、一方で時価の資料もあることから、適切な予定価格の算出はそれほど難しくはないものと考えられる。これまでの学校の予定価格は、時価との連動性が少ないものと思われるので、今後は予定価格の設定には慎重な対応が必要である。

(3) 委託契約について

最近3年間の委託契約の契約状況は次の通りである。

(単位：件数)

契約形態	見積もり件数	平成12年度	平成13年度	平成14年度
指名競争入札		2	2	2
(指名業者数)		(3)	(3)	(3)
随意契約		8	9	9
(随契件数)	3者	(4)	(5)	(5)
	1者	(4)	(4)	(4)
契約件数計		10	11	11

(注1) 指名競争入札は同一業者が落札している。

(注2) 随意契約については、7件が同一業者の継続契約になっている。

ア 同一業者継続契約について

随意契約のうち、平成12年度から平成14年度まで同一業者と継続的に契約しているものが、指名競争入札が2件全件、随意契約が9件のうち7件と非常に多くなっている。同一業者との継続的な契約そのものが必ずしも問題になるとは限らないが、指名入札について指名業者数も落札者も同一ということは、入札制度が形骸化していることになる。また、同一業者との継続的な随意契約、しかもそのうちの多くのものが同一業者随意契

約になっていることは、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減という経済性の原則の観点から見て、制度の有効活用に関して疑問が残る。同一業者との継続契約は、業者との契約価格に関する客観性、合理性に関して疑義が持たれる要因となり、しかも契約価格が同一で推移しているケースも多く、契約事務の管理についてさらなる改善が必要である。

イ 1者随意契約の見直しについて

平成14年度は、委託契約延11件のうち、1者随意契約になっているものが4件ある。例外処理としての合理的な理由がある場合として理由の明示も行われているが、1者随意契約の理由については、例えば保安業務など、検討すれば3者以上の見積合せを実施することが可能なものもあると考えられ、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、可能な限り3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

2 棚卸資産管理について

棚卸資産管理については、管理規程等の整備及び実務への応用等を検討すべきである。

(1) 棚卸資産管理規程等の整備・活用について

農産物販売等は、事業として行っている認識が無いため、材料等も含め学校としては棚卸資産の概念が無い。したがって、農産物売払いについては県財務規則第227条が適用されるものとして所定の生産物売払決議票、生産物売払出納簿等による管理が実施されているにとどまる。

農産物・材料等とも在庫期間が極めて短期の状況にあり、肥料・薬品・資材等については、学科ごとに必要最小限の購入が図られているとの説明であるが、在庫状況の知れる資料はなく、共通材料がどれだけあるかなどの状況も不明であった。

材料等については、所在場所別・品目別の受払管理、実地棚卸等の実施を織り込んだ管理規程を整備し、活用する必要がある。特に実務的な指導者育成の観点から、在庫管理や棚卸の意義・方法など実務教育に活用していくべきである。

(2) 農薬の扱いについて

農薬の保管庫のカギは各学科の職員(先生)が保管していて、学生が個人でカギを使うことはできない。実際に利用するときは、先生自らが保管庫のカギを開けて、必要な量だけを使用するようにしている。また、農薬の保管庫が外部から識別できないように、農薬が入っていることを明示していない。危険性の高い農薬(例殺線虫剤DD92)についても、ほぼ年間を通じて使用していることもあり、棚卸はしていない。その他の農薬も、数量管理はしていない。

県の農薬の取扱規程に準拠して行っているが、リスクは、学校以外の部外者のみならず、教職員・生徒も含めたところにある。どの保管庫にどの農薬がいくらあるか管理責任者は把握しておく必要がある。施錠だけの管理では十分とは言えず、特に重要性あるいは危険性の高い農薬については、数量管理をすべきであると考えられる。数量の把握が出来てはじめて、紛失・盗難等の事実を把握することができる。

3 図書管理について

図書の管理については、議事録等の保管、未返還図書について改善を要する。

図書室の蔵書は約1万冊あるが、数年前に司書が退職して以来専任者もなく、回り番により図書室の出入り管理、返却図書の整理等が実施される程度にとどまる。図書室利用規程はあるが、帯出時の記録、返却時の記録とも帯出者本人により貸出ノートに記載される状況にあり、ほとんど自主管理の状態にある。

図書の現物管理については、管理体制、運用状況とも未整備の状態にある。

(1) 購入希望図書の選定手続に関する議事録について

教務課担当者、各学科長から構成される図書委員会にて年度ごとの購入図書が選定され、それにもとづいて総務課にて物品購入等回議書が起案される。平成14年度の85冊一括の購入に関して、その発注の元となる図書委員会の図書選定に関する議事録が保管されていなかった。

対策としては、物品購入等回議書の起案部署では図書選定議事録を保管するようにし、図書委員会としても管理者を特定し、議事録保管すべきである。

(2) 未返還図書の管理について

貸出ノートを査閲すると、返却予定日を経過したもの、返却予定日欄に記載のないものが散見されるが、実態が明確でないため返却の督促も含め、罰則の適用もされていない。貸出ノートの返却日欄に記載のあるものも含め、事実確認が困難の状況にあるため、未返却図書の特定ができない状況にある。

日常の管理を改善するためには、定期的に循環棚卸等を実施して、亡失図書の実態を明確にし、必要に応じて除籍処理を進めるべきである。パソコン導入等を再検討し、それに合わせて一斉棚卸を実施し、管理体制のスタートを図ることも考えられる。

4 研修館の使用状況について

大学校の敷地内には、研修館などあまり利用されていない施設がある。

研修館の使用率低下に伴い、平成 15 年 6 月から常設していた研修部職員室等を移動し、研修館で発生する冷暖房・水道光熱費等の圧縮に努めている。(研修室の使用や研修生の宿泊等があるとき以外は施設状態。)

平成 14 年度の宿泊室は 8 室(8 人用)あるが、その使用日数は 49 日、延べ宿泊者数は 162 人である。研修室は 3 室(定員 30 人 50 人 100 人)あるが、その使用状況は年間延べ 7 回使用されただけである。

施設の老朽度等を考慮すると、現状の使用率を高める努力をするのか、売却・閉鎖・廃棄を検討するののかという時期にさしかかっているものと思われる。有効活用の方法を、農林大学校のレベルだけでなく、県および周辺市町村他の関係者を含めて議論すべきではないかと考える。

5 会計事務関係について

(1) 一般会計と生活雑費会計との区分について

平成 13 年度一般会計でロッカーを 229,950 円で購入したが、47,880 円だけ予算オーバーしてしまうため、オーバー分を生活雑費会計に負担させている。これにあわせて納入業者に 47,880 円分について、別請求書を手書きで作成させているケースがあった。一般会計と生活雑費会計では、その取扱いを峻別することが必要である。また、このような内部事情について外部の業者を巻き込むことは問題である。

(2) 修繕費・水道光熱費について

学生寮の修繕費については生活雑費会計と一般会計に計上されているものがあるが、この区分が判然としない。現状では学生から寮費を徴収して寮の運営をしており、これを別会計で収支計算していることからすれば、生活雑費会計が負担すべき修繕費は理論的には限定的に定義されるべきものと思われる。一方学生寮の水道光熱費は一般会計で負担しているが、これは学生の生活に直接関わる費用であることから学生も応分の負担をするよう見直す必要があると考えられる。

6 学校徴収金の取扱いについて

学生納付金のうち、授業料は県の一般会計の歳入とされ、教科書代・寮費・自治会費等は学校徴収金として県の歳入歳出外の処理になっている。また、公開講座についても歳入歳出外である。この会計処理について改善すべき事項が認められる。
--

(1) 学校徴収金に関する歳入歳出外の会計について

ア 現状分析：

歳入歳出外の会計単位としては、振込会計・給食会計・生活雑費会計・後援会会計・

自治会会計・同窓会会計の6つの会計単位がある。

< 授業料・諸経費一覧 >

(単位：千円)

区分	会計単位	1年目	2年目	備考
県の一般会計歳入		111.6	111.6	授業料
歳入歳出外 処理 〔経費徴収〕	振込会計	262.5	74.5	教科書代・傷害保険・機関紙代・ 作業服・パソコン代・卒業アルバム代・卒業記念品・その他
	給食会計	181.0	145.0	食費・給食会費：(注1)
	生活雑費会計	46.0	46.0	寮費・寮修復経費等
	後援会会計	30.0	30.0	後援会費：(注2)
	自治会会計	13.0	13.0	自治会費
	同窓会会計		10.0	同窓会費
	小計	532.5	318.5	
合計		644.1	430.1	

(注1) 食堂で働く人の人件費、消耗品費、水道光熱費は、県費の委託料、水道光熱費で賄われている。

(注2) 後援会活動(卒業生への記念品、榛の木祭への参加費、先進農林家等体験学習費、部活動援助、寮暖房費補助、海外研修助成金等)に充てられている。

イ 問題点：

(ア) 振込会計；

帳簿残高の差異分析の必要性について

平成14年3月末において、初めて帳簿締め切り事務を実施するまで、締め切って残高を確認する手続きを実施していなかった。その影響もあり、同年度末における帳簿残高は950千円あるが、本来あるべき残高は海外派遣関連の600千円+利息のみのはずであり、不一致になっている。差額を分析する必要がある。

学生に対する事務サービスの必要性について

本来、学生が個別に支払いをすべきと思われる、教科書代、パソコン代、機関紙代等、さらには入学時に手交される「授業料・諸経費一覧表(概算)」に掲載されていない各個人レベルで受験している模擬試験代等まで、本会計に振り込ませており、結果として、学校事務局が集金の取りまとめ事務を行っていることになっている。県費が人件費として投入されている職員が、公務として実施すべき範囲の業務なのか、寮生主体で振り込み手続きを自ら実施しにくい環境にあることを考慮しても、再度検討してみる必要があると考えられる。

また、本会計から農協観光に支払われている海外派遣代金の領収証が各個人宛に

発行されているが、このような事実も、本口座は個人が実施すべき事務の代行（＝過剰サービス）をしていることの証左ととれなくもない。

（イ）給食会計

給食会計の規約の存在について

本会計を運営するに当たっての規約が存在しないようである。（本会計の銀行口座名は「農林大学校 給食事業協力委員会」となっているが、少なくとも監査当日は、委員会規約等は提示されていない。）

従って、収入規模 27 百万円に対して、繰越金残高が平成 15 年 3 月末で 7.8 百万円もあるが、この金額の還元方法等が定められておらず、厳密な処理としては単年度ごとに精算すべきであると考えられるが、処分できない状況にある。

なお、この残金については、その後、後援会会計に振替えて後援会の了承を得たうえで取扱いを決める方向で検討されている。

欠食の場合の代金返還額決定の曖昧さについて

欠食の場合に、学生、職員に対して代金の返還を行っているが、平成 14 年度における返還金単価は、1 食当り学生 1,000 円、職員 360 円と不一致である。払っている金額、食事の内容は同一であるのに、不可解である。また、1 食 1,000 円の返還というのは、原価に比べて戻し過ぎではないかと思われる。

本会計の採算悪化を理由として、欠食の場合の返還金を平成 15 年度から 1 食 300 円に変更しているが、誰がどんな権限で変更しているのか、また現在の食費をどのような根拠で決めたのかも不明確な状況であるので、権限・責任を明確にする必要がある。各年度間の負担関係がアンバランスにならないように配慮することも必要である。

（ウ）生活雑費会計

生活雑費会計の規約の不存在について

本会計を運営するに当たっての規約が存在しない。当然、誰が繰越金等を処分できるのかといった権限も明確ではない。寮費の設定根拠も不明確である。

責任所在不明の預金口座からの振替入金について

平成 15 年 3 月 28 日付けで本口座へ「歴代積立金の入金」として、2,822 千円の入金があったが、これは平成 2 年 11 月 15 日に作られた群馬銀行定期預金「群馬県立農林大学校教務課代表」口座からの入金である。本口座がどのような資金の口座であったかは明らかではないが、農林大学校の統合前から引き継がれてきた資金で、今回、表に出して生活雑費会計に取り込まれた。この点は、透明度のアップという点から評価できる。

しかし、過去において、この定期預金口座から3度（H5/11・6/10・8/6）引き落としの記録が残されているが、その用途の記録が曖昧になっているので、今後資金の取扱いには十分注意する必要がある。

ウ 対策：

（ア）各会計共通の対策について

規約のない会計については、規約を作成し責任、権限、報告（決算、精算を期間単位で実施する）の体系を明確にする。

会費等を原価に合わせたレベルに見直す。年度間の負担関係の見直しも行う。

学校徴収金に関する口座等について、すべて公にする。

県費で負担すべき範囲、受益者負担の範囲を明確化する。

（イ）歳入歳出外処理の対策について

学校側の見解では、県の会計に入れると収入が一般財源になってしまい、支出は別調定であるから必ずしも全額が予算化されない恐れがあり、機動性、柔軟性に欠けてしまうとのことである。確かに一理あるが、歳入歳出外現金の容認の根拠としてはなり得ないと思う。何らかの方法で支出金額を確保の上、歳入歳出外処理を解消すべきである。

自治会費、後援会費、同窓会費については決算報告が行われているが、それ以外の諸経費については学内のみの収支計算となっていて公表されていない。県の財務収支に取り込むことが困難であっても、少なくとも学生を含め関係者に公表すべきであり、また、県の検査対象にすべきであろう。

（２）公開講座実費徴収の歳入歳出外処理について

平成14年度「農と食のふれあい講座」は活況を呈し、延べ312名の参加者があった。各講座で使用される教材等については、参加者から実費として徴収し業者の支払いに当てているが、その収支については県の歳入扱いとせず歳入歳出外処理している。平成14年度の収支概要は、収入163千円、支出130千円、残金33千円であった。

この公開講座は、当学校すなわち群馬県が行っている活動であり、その収支金も当然県の会計に取り込むべきであると考えられる。県の帳簿に記載しない（歳入歳出外処理）ということは、管理・統制の外におくことになるので、残金は一般会計の雑収入に組入れるなど、その取扱いについて検討する必要がある。

7 群馬県立農林大学校のあり方について

農林大学校は、農業の後継者育成及び農業全体の維持発展に寄与することとされているが、定員割れという厳しい現実がある。教育の質の向上を図り、魅力ある大学校を目指す

し、中長期計画に基づく自主的な大学校運営が可能な体制を組織する必要がある。

(1) 現状分析

ア 入校生の状況について

(ア) 入校生数の推移

農業情勢が大きく変化している中で、農林大学校への進学を希望する学生は、年度により多少の変動はあるものの減少傾向にある。定数及び入校生数の推移は次表の通りである。

< 農林学部 > (定数110)

平成年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
入校生数	106	91	92	66	86	75	80	63	74	58

< 研究部 > (定数15)

平成年度	9	10	11	12	13	14	15
入校生数	5	6	7	7	5	1	1

養蚕業や畜産業の低迷等により、学科ごとの定数と入校生数に大きなアンバランスが生じている。森林学科は平成11年度まで安定していたが、最近は大割れが大きくなりつつある。これは、就職志向の学生が多い学科にあって、目標の一つである県職(林業職)の採用が3年続きでゼロであったことなど就職難の影響があるものと考えられる。また、平成14年度から研究部の入校数が急に少なくなっている。

(イ) 入校生減少の要因： 下記要因が考えられる。

少子化と大学進学の高まりで、大学や短大、各種専門学校との競合が避けられない。また、農業高校に対する4年制大学の推薦入学枠が拡大しており、その影響を受けている。

先進的な教育設備への対応が遅れている。

核家族化や個室生活が一般的になり、本校の全寮制は、敬遠される傾向にあり、受験生の不安要因となっている。

卒業後の進路、就職に対する不安。 農林関連会社の景気低迷による就職難及び関連団体への就職減少によって卒業後の進路、就職に対する不安が増加している。

(本校は学校教育法の学校ではないのでこれまで無料職業紹介事業は禁止されていた。しかし、この制約も平成15年6月改正公布され、届出制になった。施行は公布後9ヶ月以内とされる。従って、就職活動は大学校の対応次第となった。)

(ウ) 現在の対応策

次の対応策を実施しているが決め手に欠け、入校生減少に歯止めがかかっていない。

農業高校長及び農場長会議の開催、 高校進路担当者、農業総合事務所経営普及部及び普及センター担い手担当者会議の開催、 高校訪問の実施、 各農業高校進路相談会へ参加、 「緑の学園」の開催、 インターネットによる PR

イ 県外出身者の状況について

県外出身者の状況は次表の通りである。平成 13 年度県外出身者 5 名は、 森林学部があるのは群馬県を含めて全国で 6 校のみであるので他県から入学した、 他県の子弟の親戚が群馬県にあり入学してきた等のことである。

(単位：人)

平成 年度	1 2	1 3	1 4	1 5
県外出身者	3	5	0	0

ウ 卒業生の就職先について

最近 5 年間の卒業生の進路は次表の通りである。就職は比較的良好であり、農業関係の就職先が圧倒的に多い。ただ、自営・研修後就農は年平均 15 人でその比率は 21.9% と低く、後継者育成という基本目的を達成しているとは言い難い状況である。地域的にはほとんどが県内に就職している。

< 最近 5 年間の就職先の推移：4 月 1 日現在 >

(単位：人)

卒業年度 (平成 年度)	10	11	12	13	14	合計	構成比 (%)
自営・研修後就農	7	14	22	17	15	75	21.9
団体関係：農協、経済連、農協共済連他	9	12	18	12	9	60	17.5
民間企業：園芸、畜産、林業、農業機械他	32	33	21	25	24	135	39.5
公務員：国家、群馬県、市町村	2	2	5	4	1	14	4.1
進学・研究生等	8	11	5	7	6	37	10.8
就職未定	1	6	2	8	4	21	6.1
学生数合計	59	78	73	73	59	342	100.0
(参考)							
農林大学校 OB の U ターン就農者	5	7	9	8	10	39	

エ 研修部の活動状況について

開放講座及び就農準備校の状況については、研修部の活動として、農耕用特殊機械の講習、一般県民向け公開講座及び就農準備校(入門コース、専門コース、実践コース)を

行っているが、各講座とも好評で、主要講座である「ぐんま緑と大地の学校」及び「農業機械研修講座」の受講者は年々増加しており、活況を呈している。

< 主な研修講座と参加人数 >

(単位:人)

平成年度	10年	11年	12年	13年	14年	合計
農と食のふれあい講座	820	427	267	321	312	2,147
ぐんま緑と大地の学校		54	56	68	70	248
緑の学園	111	90	87	93	75	456
食農教育支援		250	162	182	269	863
海外農業研修生受入れ	72	41	79	128	43	363
農業機械研修	740	892	948	1,118	1,126	4,824
合計	1,743	1,754	1,599	1,910	1,895	8,901

< 上表中の各講座の概要 >

一般県民を対象に、野菜・果樹の栽培及び加工講座を行っている。

将来農業を志す人を対象に、農業についての基本的な知識や技術を学べる学校(就農準備校)を開校している。この講座の人数は生徒数であり、入門コースは6回、専門コースは25回の講座を受ける。平成14年度の延べ人数は入門コース342人(57人×6)、専門コース325人(13人×25)となり、合計667人と主要講座になっている。

農林業を志す高校生を対象に、夏休みを利用した農林業体験学習を実施している。

幼保育園・小中学生を対象に農作物の収穫作業や食品加工を体験できる講座を開講している。

海外の農業研修生・アジア農高生を受け入れている。

農業者を対象に、各種農業機械の整備や運転操作の研修を行っている。

オ 業務コストの概算試算

大学校における平成14年度の県費支出は206,330千円であるが、農林大学校の県費総コストとしては、このほかに県職員の人件費・建物施設の取得費に係る費用等も考慮する必要がある。追加事項を含めて概算総コストを試算すれば次表のようになる。

学生一人当たり県費は約4,400千円となる。国の方針でもあり、農業後継者育成上は必要とされるとしているが、他の県立大と比較して一人当たり約4,400千円の県費負担は高額である。

なお、歳入については、生産物売払い収入が27,396千円(1人当り203千円)、授業料が1人当り111.6千円となっている。

< 業務コスト試算：平成 14 年度 >

(単位：千円)

摘 要	農林大	研修部	合計	備考
職員人件費	305,539	52,939	358,478	注 1
支出済み額 (その他の人件費)	78,563	5,684	84,247	注 2
支払済み額 (人件費以外の経費)	113,066	9,017	122,083	注 3
建物施設等取得費	83,775	14,128	97,903	注 4
退職給与相当額	13,250	2,295	15,545	注 5
(計)	594,193	84,063	678,256	
学生数 (人)	(135)			
学生一人当たり費用	4,401			

(注 1) 農林大学校の職員人件費：大学校費とは区分されている。

(注 2) 県一般会計の農林大の支出額の人件費。

(注 3) 県一般会計の農林大の支出額の人件費以外の経費。

(注 4) 建物の当初取得費の合計額 (3,807,354 千円) を基礎とし、耐用年数は 35 年と仮定して、定額法に準ずる減価償却費相当額を試算したものである。

(注 5) 退職給与相当額は、平成 14 年 4 月 1 日現在の在籍者を対象とし、年度末要支給額をベースに当年度発生分を試算した。

(注 6) 公債金利、土地賃借料等も考慮すべきであるが、ここでは概算計算ということで省略している。

(2) 問題点

児童数の長期的な減少、大学校運営における多額の業務コスト、農林業関連環境の激変、市況の低迷及び県予算の逼迫等の要因を考慮すると、開学当時の状況と環境が激変しており農林大学校のあり方を見直す時期に来ていると思う。特に農業の担い手(後継者)育成という第一義的な目的だけでは農林大学校の存続が危ぶまれる状況であると思う。

また、大学校の運営においては、必ずしも収益性や効率性の追求のみが必要とされる訳ではなく、県が管理運営する大学校として重要なことは、県民がコストを負担したことに対する効果の追求であろう。平成 15 年に上程された地方独立行政法人法の制度の基本理念は「公共性」「透明性」「自主性」であり、その手段として「自己責任」「企業会計原則」「ディスクロージャー」「業績給与制」が掲げられている。

本校は、地方自治体が設置運営する大学と類似の大学校であり、この制度の基本理念が相当するものと考えられる。実際には行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関する説明責任が果たされていない状況である。

(3) 農林大学校のあり方について

ア 定員割れについて

農林大学校の位置づけは、就農準備校として後継者育成・農業全体の維持発展に寄与することとされる。しかし、定員割れという厳しい現実があり、これは全国的にも同様の傾向にある。平成14年度現在、全国で43校の道府県農林大学校があり(概ね各県1校)、定員は25名から115名とまちまちであるが、群馬県の定数は学部110名・研究部15名と全国でも2位ときわめて多い数である。1位の鹿児島県は定員115名であるが、入校者も112名とほぼ定員を満たしており、群馬県の入校率は全国でも低い。

現在の定員に対し入校状況は定員割れしているので、定員数の削減を検討されたい。農林大学校の設置は「農業改良助長法」に基づいており、農業政策上必要な措置で業務コストの多寡にはかえられないという意見もあるが、やはり程度問題でありコスト意識は必要である。

学校側の話では定員を減らしても学科数が同じなら、教師数は同じ数が必要となるので、学科を減らしたほうが有効だが、学科を統合すると専門性が希薄になり、浅く広くになってしまうので無理であるとの事である。しかし、現状に合わせた適正規模に定員を見直し、群馬県の特徴に合わせた学科の再編が必要であると思われる。

次に、時間はかかるが、特色を生かし、実践教育施設の有効活用を図り、試験研究機関との連携の下に、より実践的な応用技術等を習得させる方法を検討すべきであろう。また、人気のある研修部を見直し、重点を移していくことも必要ではないかと思われる。

イ 寮制度について：

(ア) 制度の趣旨と寮の自主運営について

「協同農業普及事業基本要綱」によれば、「農業者研修教育施設においては、経営部門の維持管理に責任を持って当たらせることを通じて農業者としての自覚、対応能力を養うとともに、共同生活及び教科外活動の体験を通じ、自律と協調の精神の涵養を図る上から、全寮制とするが、その運営に当たっては、研修生の自治活動を助長し、研修生と指導職員の運営体制の強化を図るものとする。」としている。

寮運営の現状は、運営委員会規程はあるものの、議事録を見る限り運営委員会においては研修生の要望事項を聞く程度に留まっていて、収支決算報告等はしていない状況である。自治活動を助長するに当たっては、収支に関しても自覚と責任を持たせることが必要であるのではないか。自治活動の意味づけ、寮生指導に工夫を要する。

(イ) 全寮制の見直しの必要性について

全寮制については検討されているが、結論的には全寮制を維持していく方向にある。しかし、平成12年3月これまでの要綱が廃止され、新たに指針・ガイドラインが公表され、全寮制は指導指針となり、県においても平成12年から14年度に試行され、平成15年度からは、2年生は寮と通学の選択が認められた。寮から出て通学している学

生は、平成 15 年 9 月現在では 26 人となっている。

受験生の側から見ると全寮制が問題で、高校生には人気がない原因の一つのことであるが、今後、1 年生についても選択性を採用すればこの問題は解決すると考えられる。全寮制が受験生の不安要因になっているとすれば、その見直しを検討すべきであろう。

ウ 教育を前提にした人事体制の検討について

農林大の教育の特色は、体験を通して学ばせる実践教育、師弟同行の教育及び全寮制にあるとされている。ところが、職員は定期異動があり平均的には在職 3 年以下の職員が 76 % を占めており、これは全国的にも同様な傾向にある。

県職員は主に農業改良普及員であり、農業試験場、農業改良普及センター及び当大学校ではそれぞれ農業改良普及員が必要であるが、この職員が年々減少しているため、人事異動で短期的に回転せざるを得ない状況にある。また、農政部における人事については、退職者に対する職員の補充は少ない。このため農林大の人事のみを考えるわけにはいかず、研究員、普及員等の全体の人事異動を考慮せざるを得ず、同校の職員も 3 年程度の異動になっている。

しかし、教育という観点からは 3 年間程度の短期間の在職期間では指導者・教育者の養成及び学校運営の充実という点で、効果はあまり期待できないと思われる。本校においては、後継者育成校として施設の投資は大きく、その維持にもコストがかけられているが、教育施設としての経営資源として重要なのは、人材及び知識・情報であると考えられる。従って、一定期間人材を確保し、知識や情報を蓄積し、教育や研究に生かしていく仕組みの確立が必要である。

現在の人事異動は、農業改良普及員という純粋に技術職的な観点から行われているように見受けられるが、学校教育又は学校運営という特殊要因を考慮した対応が望まれる。例えば、2 年間の担任期間を 2 回、すなわち 4 年のサイクルにして、半数ごとに入れ替える(常に経験者を残す意味で)等も一法であると思う。

< 県職員の在職年数の状況 > 平成 15 年 4 月 1 日現在 (単位:人)

項目	~2年	~3年	~4年	~5年	5年超	合計
群馬県立農林大学 校 (%)	25 (56)	9 (20)	3 (7)	1 (2)	7 (15)	45 (100)
関東甲信越 10 校 (%)	178 (53)	73 (22)	34 (10)	15 (4)	36 (11)	336 (100)
道府県合計 (%)	541 (51)	215 (20)	113 (11)	62 (6)	134 (12)	1065 (100)

エ 収支計算の開示、説明責任について

農林大学校の収支については、県の一般会計に組み込まれていて、収入と支出の対応関係は直接的には行われていない。支出に関しては、農林大学校科目はあるが、県職員の人件費は、所管課である農業技術課（現担い手支援課）の全職員の人件費に含まれている。

校生が納める学費のうち、授業料は県の収入とされるが、学校徴収金である諸経費相当分については歳入歳出外収入として農林大学校独自の収入となっている。歳入歳出外収支については項目ごとに別会計が組まれていて、それぞれ収支計算が行われている。このため、大学校全体の収支が見えない。教育にどれだけの県費が投入されているか理解するためにも全体の収支計算書を作成する必要があり、また、行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関する説明責任がある。

オ 農林大学校のあり方について

農業生産地は世界各地域にあり、農産物の輸出国も多い。しかし、世界の食糧生産は充分とは言えず、食料不足で悩んでいる国や民族も多くある。また、世界人口の増加は年々著しく、食糧不足の危機は常に付きまとう問題である。日本の農業としては、自給率の向上が重要なテーマであるが、このためには農産物の生産者が必要である。

最近、農業後継者になるケースは、農業関係大学卒、農林大学校卒、兼業農家、Uターン、会社員等からの転職などさまざまであるが、農業人口の減少化の傾向にある現在、後継者育成は意義あることと思料される。

次に、財政上の問題としては、学生1人当たり業務コスト年間約4,400千円は県費がかかり過ぎの感がある。学科再編等による経費節減を実施すると共に、学生も受益者負担として寮の食費等の実費負担すること、さらには授業料の値上げの検討も必要になると考えられる。

さらに、定員割れすなわち人気の無さは、存在意義の薄さの表れと考えられ、その意味では特に研究部存在の意味づけが難しくなる。時代の要請があれば授業料が高くても人が集まることからしても、希望者が少ないことはその時代の要求にマッチしていないことの表れではないかと思われる。農林業環境の激変、市況の低迷及び県予算の逼迫等の要因を考慮すると、定員の大幅な見直し、学科の大幅な再編を含めた大変革を必要としている時期に来ている。農林業は広い視野と長期ビジョンが重要であり、行政上は、時にはその時代の人気に左右されず世代を超えた洞察のもとに政策を実行する必要もあると考えられるが、英断を期待したい。

なお、本校は農業後継者育成を主体とした大学校であり、必ずしも地方独立行政法人への移行が最適の手段となるとは限らないが、地方独立行政法人法の基本理念である「公

共性」「透明性」「自主性」の確保は県の設置運営する大学校としては当然の責務である
と考える。